

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道石狩市新港南三丁目703番34
氏名 合同会社ESG
代表社員 株式会社イーエスジーマネジメント
職務執行者 近藤 健助



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)3月12日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)3月11日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(別紙のとおり)。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道亀田郡七飯町藤城37番2
面積 21.45㎡
種類

- ・感染性産業廃棄物。
保管上限 47.19㎡

(2) 施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道亀田郡七飯町藤城37番2
面積 0.27㎡
種類

- ・廃油(揮発油類、灯油及び軽油類)。
保管上限 廃油(揮発油類) 32L
廃油(灯油及び軽油類) 32L

(3) 施設の種類 保管場所3
設置場所 北海道亀田郡七飯町藤城37番2
面積 0.27㎡
種類

- ・廃酸。
保管上限 0.40㎡

(2頁へ続く)

- (4) 施設の種類 保管場所 4
設置場所 北海道亀田郡七飯町藤城 3 7 番 2
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 廃アルカリ。
保管上限 0. 4 0 m³
- (5) 施設の種類 保管場所 5
設置場所 北海道亀田郡七飯町藤城 3 7 番 2
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 特定有害産業廃棄物 (汚泥)。
保管上限 0. 4 0 m³
- (6) 施設の種類 保管場所 6
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 8 番 5
面積 9. 4 5 m²
種類
・ 感染性産業廃棄物。
保管上限 2 1. 7 3 m³
- (7) 施設の種類 保管場所 7
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 8 番 5
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 廃油 (揮発油類、灯油及び軽油類)。
保管上限 廃油 (揮発油類) 3 2 L
廃油 (灯油及び軽油類) 3 2 L
- (8) 施設の種類 保管場所 8
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 8 番 5
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 廃酸。
保管上限 0. 4 0 m³
- (9) 施設の種類 保管場所 9
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 8 番 5
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 廃アルカリ。
保管上限 0. 4 0 m³
- (10) 施設の種類 保管場所 10
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 8 番 5
面積 0. 2 7 m²
種類
・ 特定有害産業廃棄物 (汚泥)。
保管上限 0. 4 0 m³

(3 頁へ続く)

- (1 1) 施設の種類 保管場所 1 1
設置場所 北海道苫小牧市新明町 2 丁目 3 番 9 号
面積 2 6 . 3 3 4 m²
種類
・ 感染性産業廃棄物。
保管上限 5 7 . 9 3 4 m³
- (1 2) 施設の種類 保管場所 1 2
設置場所 北海道空知郡上砂川町字上砂川 4 5 番 1
面積 3 3 . 4 1 m²
種類
・ 感染性産業廃棄物。
保管上限 7 6 . 8 4 m³
- (1 3) 施設の種類 保管場所 1 3
設置場所 北海道空知郡上富良野町 1 0 5 6 番 3 5
面積 3 . 0 5 4 m²
種類
・ 廃油 (揮発油類、灯油及び軽油類) 。
保管上限 廃油 (揮発油類) 4 0 L
廃油 (灯油及び軽油類) 6 0 L
- (1 4) 施設の種類 保管場所 1 4
設置場所 北海道石狩市新港南三丁目 7 0 3 番 3 4
面積 1 5 7 . 9 2 m²
種類
・ 感染性産業廃棄物。
保管上限 4 7 3 . 7 6 m³
- (1 5) 施設の種類 保管場所 1 5
設置場所 北海道苫小牧市新明町 2 丁目 3 番 9 号
面積 1 . 0 m²
種類
・ 廃油 (揮発油類、灯油及び軽油類) 。
保管上限 廃油 (揮発油類) 4 0 L
廃油 (灯油及び軽油類) 6 0 L

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 3 年 (2 0 1 1 年)	8 月 1 9 日	変更許可 (積替保管の追加。)
平成 2 4 年 (2 0 1 2 年)	9 月 1 2 日	変更許可 (廃油、廃酸、廃アルカリ及び下記に記載した特定有害産業廃棄物の追加。)
平成 2 5 年 (2 0 1 3 年)	2 月 2 2 日	変更許可 (廃酸 (廃バッテリー) 及び下記に記載した特定有害産業廃棄物の追加。)
平成 2 8 年 (2 0 1 6 年)	1 0 月 5 日	許可の更新
令和 3 年 (2 0 2 1 年)	8 月 3 0 日	許可の更新
令和 6 年 (2 0 2 4 年)	3 月 1 2 日	許可の更新

(4 頁へ続く)

<平成24年(2012年)9月12日付けで追加された特定有害産業廃棄物>

- (1) 汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの(有害物質[水銀(アルキル水銀を除く。)、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン]の基準を超えているもの。)
- (2) 廃油(有害物質[トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン]の基準を超えているもの。)

<平成25年(2013年)2月22日付けで追加された特定有害産業廃棄物>

- (1) 廃石綿等
- (2) 鉱さい及び当該鉱さいを処分するために処理したもの(有害物質[水銀(アルキル水銀を除く。)、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン]の基準を超えているもの。)
- (3) ばいじん及び当該ばいじんを処分するために処理したもの(有害物質[水銀(アルキル水銀を除く。)、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類]の基準を超えているもの。)
- (4) 燃え殻及び当該燃え殻を処分するために処理したもの(有害物質[カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類]の基準を超えているもの。)

5. 積替え許可の有無 存・無
市名***** 許可番号*****

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(上川総合振興局)



これは、ホームページからの写しです。